

一、爭議發生ノ場所 足立區千住曙町三七番地
 二、發生並ニ解決年月日

昭和十二年二月三日發生
 六日解決

三、事業主側

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 名 稱 | 安井木工株式会社 |
| (2) 代表者住所氏名 | 足立區千住曙町三七 安井雄四郎 |
| (3) 事業ノ種類 | 家具製作 |
| (4) 資 本 金 | 二萬圓(一萬圓拂込) |
| (5) 企業系統 | ナシ |
| (6) 使用労働者數 | 四十三名 |
| | 内 譯 機械部一二、塗工部五 |
| | 加工部二六 |
| (7) 労働賃 銀 | 最高二、四〇 最低一、二〇 |

平均一、六〇

(8) 退職手當及福利施設ノ有無 ナシ
 (9) 事業主團體關係 ナシ

四、労働者側

- (1) 紛議參加者數 一九名
 (2) 紛議參加者數組合加盟者並其組合名
 イ、參加者 一九名 全員加盟
 ロ、組合名 関東木材産業労働組合家具委員会
 (3) 應援團體名 関東木材産業労働組合

五、發生原因

會社側ニ在リテハ安井木工株式会社親ニ會ナル親睦團體
 ヲ組織シアリ
 従業員 水越道之助 木下義雄 松田平五郎ノ雇傭條件
 トシテ労働組合ニ加盟セサルコトヲ誓約セシメアリタル